

東京北法律九条の会・第40回企画のご案内

第40回企画・2012年7月27日(金)午後6時から

《無料》

場所・北法ビル3階会議室(東京北法律事務所内)

1. 講演 (午後6時から6時45分)

「東電に責任を誠実にとらせるには、今何をすべきか」

講師 弁護士 鳥生 忠 佑さん

(日本民主法律家協会代表理事、東京北法律事務所所長)

終了後、参加者の皆さんと質疑応答・意見の交換 (30分)

2. 映画「チェルノブイリ・ハート」の上映 (61分)

ドキュメンタリー作家 マリアン・デレオ監督作品

2003年 アカデミー賞ドキュメンタリー部門でオスカーを獲得

ホット・ゾーンの村に住み続ける住民、放射線治療の現場、小児病棟、乳児院の実態に迫る。



入梅期に、今年は台風が相次いで到来するという異常な季節ですが、ご健勝のことと存じます。

1. 今回企画しました第一部は、講演です。福島第一原発で拡散した放射能被害の救済は発生から1年3ヶ月を経ても、東電が損害賠償の受付を開始したばかりで、大きく遅れています。このため、政府の指示で避難し、また仮設住宅にいる多くの市民の生活が成り立たず、分散した各地で放置されています。反対に、東電は、これまで、金融機関の融資金の返済に利息を含めて1兆3千億円も支払い、しかも、事故は「予想外」の津波によるもので、東電に責任はないなどとし、会長、社長など多くの役員は一人も責任を問われず、すでに関係先または子会社の役員などに再就職することを決めています。そして、この7月からは、これまでと同じく一方的に、私たち家庭の電気料金を10.28%も値上げしたいと政府に申し出ています。

東電が普段と同じく、このように行動していることは、私たち市民にとって、「場違い」と感じさせているだけでなく、これまで市民側が何か「忘れ物」をしてきたのではないかと「反省」を生み出しています。

そこで、北法律九条の会 代表 鳥生忠佑弁護士に、上記の演題で、この「場違い」と「忘れ物」の正体を解明していただきます。放射能の大量放出に関しては、セシウムの量だけでも、広島原爆の168個分であり、極めて危険なものでしたから、東電の責任は、極めて大きいはずですが、ぜひ、ご参加下さい。

2. 講演と質疑応答が終わってから、第二部として、放射能事故20年余を経たチェルノブイリ周辺で、生活する市民の生活と病状に迫るDVD「チェルノブイリ・ハート」を上映します。

「チェルノブイリ・ハート」とは、「穴のあいた心臓」を意味し、「生まれつき重度の疾患を持つ子ども」の意味です。そこで起きていることは、5年先・10年先の日本の子どもたちがこれからたどる可能性のあるものとして、今すぐにも対策をたてねばならないことを教えています。こちらも、ぜひご参加下さい。

出席回答欄

参加をご希望の方は、出席する企画に○印をして、この用紙で7月25日までに、参加の旨をFAXして下さい (FAX03-3907-2183)。

どちらか○印

① 新規

② 届出済み

御氏名 _____ (外 名) FAX番号 _____

《一言お寄せ下さい》

東京北法律事務所・九条の会

東京都北区王子本町1丁目18番1号 北法ビル TEL 03-3907-2105 FAX 03-3907-2183